

廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法において、廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法基本方針に即して、5年ごとに計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされている（廃棄物処理法第5条の3）。
- 現行計画の計画期間が平成29年度までであることから、平成30～34年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画について、現在検討を進めているところ。
- なお、次期廃棄物処理施設整備計画の策定に当たっては、平成28年1月に変更された廃棄物処理法基本方針に加え、現在検討中の第四次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

今後の策定スケジュール

- 次回（4月頃）の中央環境審議会循環型社会部会において、廃棄物処理施設整備計画全体について御審議いただく予定。
- 平成30年度前半に、パブリックコメントを経て、閣議決定する予定（第四次循環型社会形成推進基本計画と同時期の閣議決定を想定）。

次期廃棄物処理施設整備計画(案)

■次期廃棄物処理施設整備計画(案)の特長

- 現行計画に記載のある3R・適正処理の推進の方向性を堅持。また、地球温暖化対策、災害対策については、対策内容を強化。
- 現在検討中の第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画と連動し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の観点を記載。
- 廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策について記載を充実。

■次期廃棄物処理施設整備計画(案)の構成

基本的理念

- (1) 適正な循環的利用に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の 重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

次期廃棄物処理施設整備計画(案)

■ 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進	● <u>食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分体制を確保する。</u>
(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営	● <u>地方公共団体及び民間事業者との連携による余剰能力の有効活用や、施設間の連携、他のインフラとの連携等による廃棄物処理の広域化・施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。</u>
(3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進	● <u>よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入等に取り組む。また、施設整備等のできるだけ早い段階から、地域における廃棄物エネルギー利活用に関する計画を策定する。</u>
(4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進	● <u>民間事業者等との連携、他の未利用バイオマスの活用、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。</u>
(5) 災害対策の強化	● <u>廃棄物処理システムの強靱性の確保に加え、平時の備えとして、災害廃棄物対策計画を策定し、関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。</u>
(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備	● <u>地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設から出る熱や電気を活用した地域産業や農業の振興、災害時の防災拠点としてのエネルギー供給、循環資源に関わる民間事業者との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。</u>
(7) 地域住民等の理解と協力の確保	● <u>施設整備による生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点に加え、温室効果ガス排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。</u>
(8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	● <u>入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。</u>

次期計画(案)と現行計画との比較

＜次期廃棄物処理施設整備計画（案）＞

■ 基本的理念

- ①適正な循環的利用に基づいた 3 R の推進
- ②気候変動や災害に対して強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

■ 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- ①市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進
- ②持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ③廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- ④廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- ⑤災害対策の強化
- ⑥地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ⑦地域住民等の理解と協力の確保
- ⑧廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

＜現行の廃棄物処理施設整備計画＞ (H25.5.31閣議決定)

■ 基本的理念

- ① 3 R の推進
- ②強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

■ 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

- ①市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進
- ②地域住民等の理解と協力の確保
- ③広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
- ④地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備
- ⑤廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- ⑥災害対策の強化
- ⑦廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化